

受 領 証

第 G348-00100105 号

auじぶん銀行株式会社 様

¥520—

但 令和7年台風第12号災害義援金として

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。

令和7年11月12日

日本赤十字社

社長 清家 篤



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081